

物品販売等許可申請書

指定管理者

神奈川共立・不二環境サービス共同事業体 　あて

年　　月　　日

館長	責任者	担当者

次のとおり申請します。また、使用において付された条件を順守します。

申請者 (主催者)	団体名	代表者名 (主催者)												
	住所													
	TEL	FAX												
	申請番号 (使用許可申請書より) 0-													
催し物名														
行為日時	平成　　年　　月　　日 (　　) ～ 平成　　年　　月　　日 (　　) 午前・午後・夜間 (　　:　　～　　:　　)													
行為場所	<input type="checkbox"/> 横須賀市文化会館 (大ホール・中ホール・展示室・市民ギャラリー) <input type="checkbox"/> 横須賀市はまゆう会館 (ホール・展示ギャラリー・多目的室)													
行為目的	<input type="checkbox"/> 物品販売 (開催内容と関連する物のみ)	<input type="checkbox"/> 寄付・金品の募集												
行為内容	<table border="1"> <tr><td>・品目</td><td>数量</td><td>料金</td></tr> <tr><td>・品目</td><td>数量</td><td>料金</td></tr> <tr><td>・品目</td><td>数量</td><td>料金</td></tr> <tr><td>・品目</td><td>数量</td><td>料金</td></tr> </table>	・品目	数量	料金	・品目	数量	料金	・品目	数量	料金	・品目	数量	料金	設置場所 (舞台上・客席内・ホワイエ) 活用目的
・品目	数量	料金												
・品目	数量	料金												
・品目	数量	料金												
・品目	数量	料金												
備考														
許可条件	1. 申請できるのは、使用許可を受けた団体・個人のみとします。 2. 開催内容に関連する行為のみ許可します。(例：ポスター・パンフレット類の販売など) 3. そのほか、会館の指示に従ってください。 これに従わない場合は、物品販売等許可を取り消しするものとします。													

物品販売等許可証

年　　月　　日

上記の申請について　　許可します　　／　　許可できません

理由及び条件

指定管理者：神奈川共立・不二環境サービス共同事業体　　印

物品販売申請書類について

▼以下の件が発生した場合、横須賀市文化会館・はまゆう会館へ申請を必要とします。

- ・ 会館利用の際、催し物に関連する物品販売を行う場合
- ・ 催し物に関連した寄付・金品の募集行為を行う場合

▼申請手順

申請者（主催者）

1. 物品販売等許可申請書の記入（指定管理者指定の書類）



指定管理者へ提出

指定管理者（横須賀市文化会館／はまゆう会館）

1. 申請書内容を確認後、決裁へ
2. 内容の行為が、開催内容に関係あるものかどうかを検討
3. 許可・不許可を判断（判断理由を添えて）
※ 内容によっては、営利加算を条件として許可する場合があります
4. どちらの結果でも、申請者へ返却（会館控えとして1部コピー）



申請者へ返却

申請者（主催者）

1. 利用当日、物品販売許可書を提示（販売場所に張るなど）
催し物終了時まで許可書を掲示・保管